

岩手県告示第521号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命じた。

令和7年8月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 処分をした年月日 令和7年8月19日
- 2 処分を受けた者
  - (1) 商号又は名称 株式会社永沢水道工業
  - (2) 主たる営業所の所在地 一関市三関字神田171番地1
  - (3) 代表者の氏名 永澤光宏
  - (4) 許可番号 岩手県知事許可（般・特－4）第1219号
- 3 処分の内容 営業の停止命令
  - (1) 停止を命ずる営業の範囲 水道施設工事業及び管工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの
  - (2) 期間 令和7年9月2日から同年10月31日までの60日間
- 4 処分の原因となった事実 2に掲げる者の専務取締役（当時）は、一関市が発注した水道施設工事及び管工事（市道幸町市役所前線他配水管布設工事ほか7件）の制限付一般競争入札及び指名競争入札に関して、一関市職員（当時）から、予定価格の教示を受け、同価格に近接する金額で落札した。さらに、設計金額の教示を受けるという有利かつ便宜な計らいを受けたいという趣旨及び教示を受けたこと等に対する謝礼の趣旨の下、一関市職員（当時）に対して飲食接待等を供与し、賄賂を供与したことにより、盛岡地方裁判所から懲役2年、執行猶予4年の判決を受け、その刑が確定している。このことが、法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。